

(仮称) 宇治市ケアラー支援条例の制定について

1. 条例の構成(案)について

別紙のとおり

2. 今後の進め方について(案)

①令和8年1月30日 文教・福祉常任委員会  
条例(素案)の検討

②令和8年2月6日 文教・福祉常任委員会  
条例(素案)の検討

③【審議状況に応じて追加の委員会開催を検討】

④令和8年3月定例会中 文教・福祉常任委員会  
条例(素案)の検討

⑤令和8年4月 文教・福祉常任委員会  
条例(初案)の確定、パブリックコメントの概要決定

⑥【条例(初案)、パブリックコメントの実施を全員協議会で報告】

⑦令和8年4月下旬頃～5月下旬頃 パブリックコメントの実施

⑧令和8年6月定例会中 文教・福祉常任委員会  
パブリックコメントの結果報告、条例案の確認

⑨令和8年6月定例会  
定例会最終日に条例案を上程、議決

※ パブリックコメントの実施までに、必要に応じて意見交換等の実施を検討

## 1. 条例の構成（案）

項目	規定内容
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>条例を制定する趣旨、理念、目的などを宣言するもの</u></li> <li>・ <u>ケアラー支援を取り巻く宇治市の状況を含めた内容とする</u></li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の目的を規定</li> </ul>
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ケアラー」「ヤングケアラー」「関係機関」「民間支援団体」等の定義</li> </ul>
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならないこと</li> <li>・ 市、市民、事業者、関係機関、民間支援団体等が連携して、ケアラーを社会全体として支えるように行われなければならないこと</li> <li>・ ケアラーの年齢や取り巻く状況等に応じて、適切かつ切れ目なく支援を行われなければならないこと</li> <li>・ ヤングケアラーの意向を尊重し、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長・発達が図られるよう行われなければならないこと</li> </ul>
市の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアラー支援に関する施策を総合的に実施すること</li> <li>・ ケアラーの把握に努めること</li> <li>・ 市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等と相互に連携・協力すること</li> </ul>
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアラー支援の必要性の理解を深め、市が実施するケアラー支援の施策に協力するよう努めること</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動を行うに当たって、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めること</li> <li>・ 従業員がケアラーである場合には、その意向を尊重しつつ、勤務に当たっての配慮や支援に努めること</li> </ul>
関係機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関（介護、障害児・者の支援、医療等ケアラーに関わる可能性がある機関）は、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めること</li> <li>・ ケアラーの把握に努め、ケアラーの意向を尊重しつつ、支援の必要性の把握に努めること</li> <li>・ ケアラーに対し、情報の提供、適切な機関への案内・取次ぎ等の支援を行うよう努めること</li> </ul>
学校等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めること</li> <li>・ ヤングケアラーからの相談に応じるよう努めること</li> </ul>
広報及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じること</li> </ul>

※下線は、前回（令和7年12月16日文教・福祉常任委員会からの変更箇所）